

PMDA医療安全情報 No. 18
微量採血のための穿刺器具による採血時の注意について

PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

Pmda No.18 2010年 6月

微量採血のための穿刺器具による 採血時の注意について

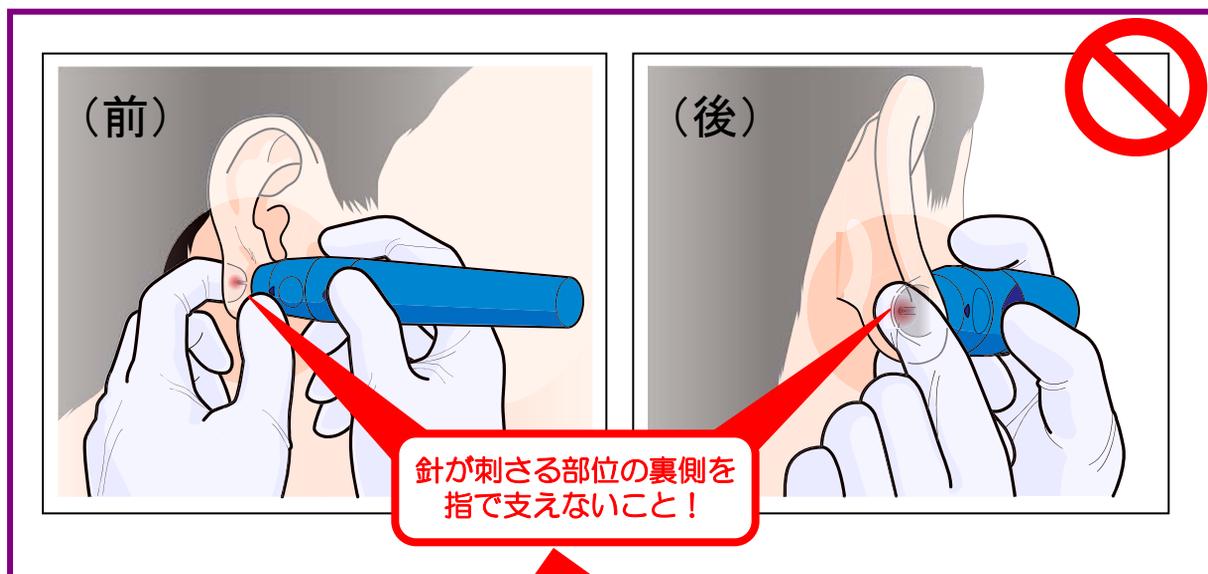
POINT

安全使用のために注意するポイント

(事例) 看護師が血糖測定のため、患者の耳たぶを穿刺したところ、穿刺針が耳たぶを貫通し、耳たぶを支えていた看護師の指を穿刺した。

1 耳たぶからの採血時の注意事項

- 耳たぶなどの組織が薄い部位で採血する場合には、穿刺部位の裏側を指で支えないこと。



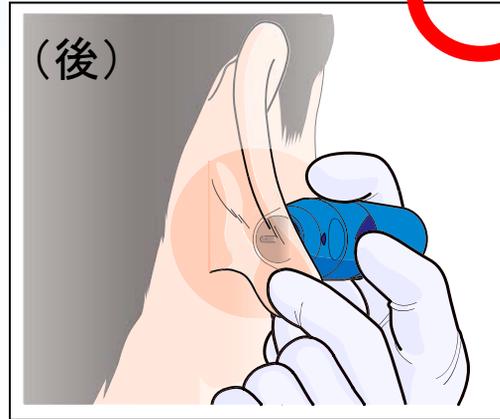
針が耳たぶを貫通して、耳たぶを支えていた指に刺さった場合、**血液を介した感染**のおそれがあり危険です。



2 耳たぶからの採血方法の例

- 耳たぶから採血する場合には、穿刺部位の裏側を直接指で支えない、以下の方法などがあります。

(例1) 耳たぶの端をひっぱり支える



貫通のおそれがある場合には、各製品の添付文書を確認して耳たぶ以外の組織の厚い部位からの採血も検討しましょう。

当医療安全情報に関する穿刺器具の添付文書についての情報については、
(<http://www.info.pmda.go.jp>) > 医療機器関連情報 > 添付文書情報(医療機器) でご覧頂けます。

微量採血用穿刺器具のタイプ (PMDA医療安全情報 No.5より)

① 器具全体がディスポーザブルタイプのもの

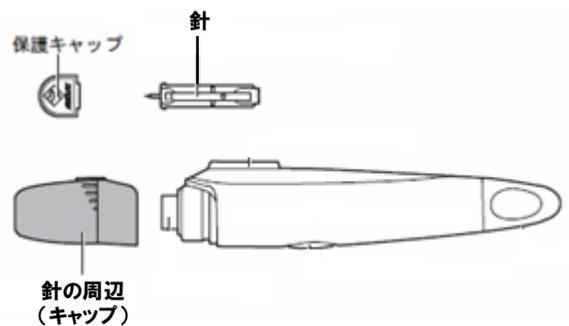


② 針の周辺部分がディスポーザブルタイプのもの



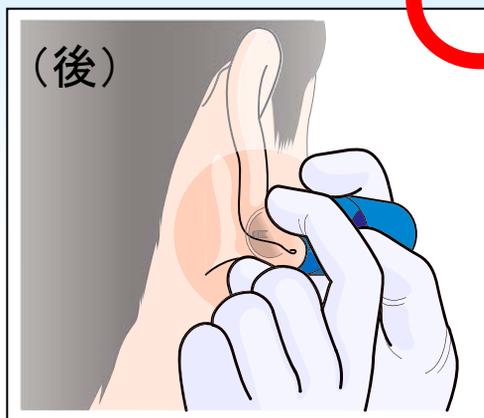
針と針の周辺

③ 針の周辺部分がディスポーザブルタイプでないもの



※ 微量採血のための穿刺器具に関する注意については、「PMDA医療安全情報No.5 微量採血のための穿刺器具の取扱いについて」も併せてご参照ください。各社の製品写真もそちらでご覧いただけます。

(例2) 耳たぶをV字型に折り曲げる



これらの方法で採血を行なう際でも、あやまって指を刺さないように
針の出る向きに、支えた指がないかどうか確認して下さい。

製品によっては、採血する部位が限定されている製品や
耳たぶからの採血を禁止している製品もあります。
使用する穿刺器具の添付文書をよく確認しましょう。



この「PMDA医療安全情報No.18」に関連した通知が厚生労働省より出されています。

- 平成22年3月1日付 医政指発0301第1号・薬食安発0301第7号 連名通知
「耳朶穿刺時等の微量採血のための穿刺器具の取扱いについて(注意喚起及び周知依頼)」

本通知については、医薬品医療機器情報提供ホームページ(<http://www.info.pmda.go.jp>)
>医療機器関連情報>医療安全情報>医薬品・医療機器に関連する医療安全対策に掲載しております。

本情報の留意点

- * このPMDA医療安全情報は、財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- * この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- * この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。